

2016年2月10日

日本銀行金融市場局

国債補完供給の実務運用の変更について

日本銀行は、国債の市場取引や決済に係るストレス要因を緩和することにより、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、国債決済の円滑確保に資する観点から、国債補完供給に関して、下記の措置を実施することとしましたので、お知らせします。

1. 銘柄別の売却上限額の引き上げ

利付国債の銘柄別の売却上限額を、当面、以下のとおり引き上げます。

	利付国債	(参考) 国庫短期証券
従来の取扱い	日本銀行が保有する残高（オペ等で売却が決定している金額を除く）の100%または <u>4,000億円</u> のいずれか小さい額 ^(注)	日本銀行が保有する残高（オペ等で売却が決定している金額を除く）の100%または1,000億円のいずれか小さい額
変更後の取扱い	日本銀行が保有する残高（オペ等で売却が決定している金額を除く）の100%または <u>1兆円</u> のいずれか小さい額 ^(注)	(不変)

(注) 午後オファーの入札については、午前オファーの国債補完供給で売却が決定している金額を除きます。

2. 上限期間利回りの明確化

上限期間利回りは、原則として「無担保コールレート（オーバーナイト物）を勘案した水準^(注)－最低品貸料（0.5%）」とします。

(注) 前営業日の無担保コールレート（オーバーナイト物）の加重平均値を用います（小数点第2位を四捨五入）。

3. 適用日

本措置は、2月16日以降に実施する国債補完供給より適用します。

以 上

<照会先> 日本銀行金融市場局市場調節課

奥野(03-3277-1234)、西澤(03-3277-0055)、足立(03-3277-1284)